平成２４年（フ）第１号
福岡県鞍手郡小竹町大字新多1381番地
債務者　光吉　誠一
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第１４号
福岡県宮若市小伏1777番地２
債務者　迫田　幸代
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第３７３号
福岡県久留米市田主丸町殖木788番地10
債務者　弓削　治久
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第４２号
福岡県久留米市高良内町117番地３
債務者　秋山　直美
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２３４号
佐賀県佐賀市富士町大字内野256番地１
債務者　鶴田　千恵（旧姓豆田）
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６８号
宮崎市佐土原町下田島20757番地43　Mマンション５号
債務者　氏部　　一
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３４号
鹿児島県鹿児島市宇宿６丁目９番３号
債務者　松元　純子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３５号
鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦219番地
債務者　金森　大志
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第６２号
鹿児島県鹿児島市紫原２丁目42番10―102号
債務者　中田　沙里
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第６８号
鹿児島県鹿児島市坂之上４丁目13番13号
コーポラティヴ栄201号
債務者　千年原　優
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第７号
北海道虻田郡ニセコ町字本通134番地２
債務者　室野　仁志
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２４年（フ）第５号
秋田県由利本荘市矢島町立石字長泥55番地４
債務者　金子　　清
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第８号
秋田県由利本荘市赤田字蓮池77番地
債務者　柏崎　久行
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第２０号
茨城県取手市駒場４丁目５番１―102号
債務者　濱口　陽一
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第２５号
茨城県取手市野々井1060番地８
債務者　大栗　浩美
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第２９号
茨城県守谷市本町167番地の４　サンライト守谷Ａ―102
債務者　加賀屋照美
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第３０号
茨城県牛久市柏田町3263番地、前住所茨城県つくば市高野台３丁目４番地25　フォレストＯＮＥ204号
債務者　藏持　由美
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係